

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 2 4 号

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（保険料の減免） 第 1 1 条 <省略> 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</u> (1)から(3)まで <省略> 3 <省略>	（保険料の減免） 第 1 1 条 <省略> 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)から(3)まで <省略> 3 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。